

(返戻金制度)

かなう株式会社の紹介した人材が、下記期間内に本人の責めによる解雇又は自己都合退職した場合には、人事コンサルタント料を次の率により返済する。ただし、求人者の都合による解雇、求人者の理由に起因する退職の場合には適用されない。

入社後一ヶ月以内の場合 80%

前項に基づく返済は、当該人材の解雇日又は退職日の属する月の翌月末日までに求人者の指定する銀行口座に全額振り込むものとする。なお、振込手数料はかなう株式会社の負担とする。